

令和2年4月1日

新設分割に係る事後開示事項

静岡県島田市向島町 4379 番地
特種東海製紙株式会社
代表取締役社長 松田裕司

静岡県静岡市葵区田代 1301 番地の 1
十山株式会社
代表取締役社長 鈴木康平

特種東海製紙株式会社（以下「分割会社」という。）は、令和2年1月22日付新設分割計画書に基づき、令和2年4月1日を効力発生日として、十山株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社が営む社有林等における事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 本新設分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本新設分割において、分割会社は、新設会社に承継される債務全てについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者保護手続は実施しておりません。

4. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、令和 2 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社が営む社有林等における事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は 1,242 百万円、負債の額は 816 百万円（いずれも令和元年 9 月 30 日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

5. その他本新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上